

令和4年11月25日

建設緑政局関係議案資料 (その1)

議案第177号

川崎市都市公園条例の一部を改正する
条例の制定について

建設緑政局

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の背景

(1) 等々力緑地再編整備

等々力緑地は、緑と水のうるおいの空間を有し、良好な都市環境を形成するための重要な役割を担うとともに、多数の運動施設、市民の憩いの場など多面的な機能を有する貴重な地域資源として、市民に親しまれている総合公園である。

一方、施設の老朽化や、防災対策の充実など社会環境の変化への対応など、新たな課題が顕在化していることから、令和4年2月に等々力緑地再編整備計画を改定し、等々力緑地の目指すべき将来像の実現に向けた取組を進めることとしている。

取組の推進にあたっては、目指すべき将来像の実現に向けて、既存施設の改築や新たな公園機能の導入を図ることから、川崎市都市公園条例（以下、「条例」）に定める、建蔽率の上限の変更を行う必要がある。また、維持管理運営手法として、効率的かつ効果的な運営を実現すること、指定管理者の自主的な経営努力を促すことを目的とし、指定管理者制度及び利用料金制を導入することを予定している。

これらを実現するために、条例に定める建蔽率の上限の変更、等々力緑地有料公園施設の利用料金の設定等を行うものである。

(2) 川崎富士見球技場照明施設の建て替え

川崎富士見球技場照明施設については、老朽化により新たな照明施設を整備中だが、新たな照明施設については、LED化による維持管理費用の低減等を考慮し、利用料金の見直しを図る必要があるため、条例の一部改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 等々力緑地再編整備

① 有料施設への利用料金の設定

利用料金制は、管理する公の施設の利用に係る料金（以下、「利用料金」）を指定管理者の収入として収受させることができる制度である。利用料金の上限額は条例で定めることになるが、その金額については、本市（駐車場にあっては、設置及び管理の許可を受けた者）が現在設定している料金、近傍類似施設の料金及び維持管理費を考慮した金額を設定する。

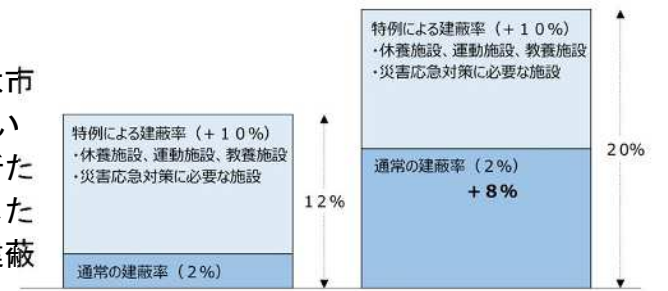
なお、新設および再整備する施設の供用時期に合わせ、利用料金の見直しを再度行う。

【主な市民利用施設の利用料金等】

施設名	供用時間	単位	料金
運動広場	6:00～18:00※	1回 1時間以内	1,010円
サッカー場	6:30～20:30※	1箇所1回 2時間以内	2,540円
テニスコート	9:00～20:30※	1面1回 1時間以内	760円
釣池	6:00～17:00※	1人1回	15歳以上 760円 6歳以上15歳未満 200円
駐車場	5:00～22:00 (第3駐車場は24時間)	1台1回	(普通自動車の場合) 1時間まで 200円 超過時間30分までごとに 100円
			(大型自動車等の場合) 1時間まで 500円 超過時間30分までごとに 250円

※時期により供用時間が異なるため最長の時間を記載

【見直しイメージ】



② 建蔽率上限の見直し

現在、等々力緑地の敷地面積に対する建蔽率は市条例に定める上限12%に対して、約11%となっている。再編整備にあたっては、既存施設の改築や新たに整備する施設、利用者の多様なニーズに対応した民間収益施設等の整備が必要であることから、建蔽率の上限を20%に変更する。

(2) 川崎富士見球技場照明施設の利用料金

新照明施設の維持管理費を考慮し、上限額を改正する。

施設名	供用時間	料金	
		現状	改正後
球技場照明施設	18:30～22:00	1基1回 (1時間以内) 10,800円	1基1回 (1時間以内) 2,030円

3 施行時期

(1) 等々力緑地の利用料金

指定管理者制度導入に伴う利用料金制への移行に合わせ、令和5年4月1日施行予定

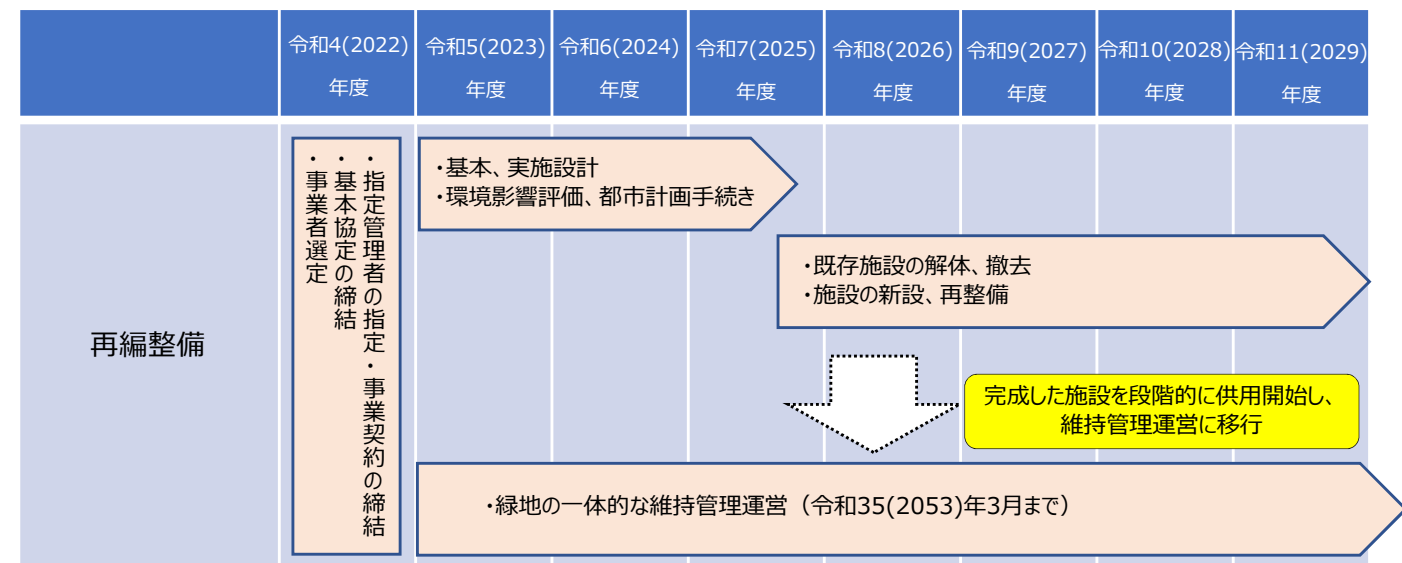
(2) 等々力緑地の建蔽率

事業開始時期に合わせ、令和5年4月1日施行予定

(3) 川崎富士見球技場照明施設の利用料金

今年度中に完成予定のため、工事完了後の供用開始に合わせて施行予定

4 等々力緑地再編整備事業スケジュール



川崎市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表（富士見公園球技場照明施設）（規則で定める日（令和5年1月以降に施行））

改正後	改正前																								
<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号 (利用料金)</p> <p>第8条の2 第7条第2項の承認（パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、野球場（富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園に設けるものに限る。）、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室、野球場照明施設（大師公園に設けるものに限る。）、テニスコート（大師公園に設けるものに限る。）又は駐車場（以下「パークボール場等」という。）に係るものに限る。）を受けた者は、第18条の2第1項に規定する指定管理者（パークボール場等の管理を行うものに限る。以下この条において同じ。）に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 利用料金の額は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、第18条の2第1項に規定する指定管理者が定めるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">球技場照明施設</td> <td style="text-align: center;">1基 1回 (同)</td> <td style="text-align: center;"><u>2,030円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 利用料金は、第18条の2第1項に規定する指定管理者の収入とする。ただし、ゴルフ場、球技場及び駐車場（富士見公園に設けるものに限る。）</p>	種別	単位	金額	(略)			球技場照明施設	1基 1回 (同)	<u>2,030円</u>	(略)			<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号 (利用料金)</p> <p>第8条の2 第7条第2項の承認（パークボール場、バーベキュー広場、ゴルフ場、野球場（富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園に設けるものに限る。）、球技場、球技場照明施設、球技場特別室、球技場放送室、球技場テレビ・ラジオ中継室、球技場関係者室、多目的屋内施設会議室、多目的屋内施設シャワー室、多目的屋内施設ロッカー室、多目的屋内施設多目的室、野球場照明施設（大師公園に設けるものに限る。）、テニスコート（大師公園に設けるものに限る。）又は駐車場（以下「パークボール場等」という。）に係るものに限る。）を受けた者は、第18条の2第1項に規定する指定管理者（パークボール場等の管理を行うものに限る。以下この条において同じ。）に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。</p> <p>2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 利用料金の額は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、第18条の2第1項に規定する指定管理者が定めるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">種別</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">球技場照明施設</td> <td style="text-align: center;">1基 1回 (同)</td> <td style="text-align: center;"><u>10,800円</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 利用料金は、第18条の2第1項に規定する指定管理者の収入とする。ただし、ゴルフ場、球技場及び駐車場（富士見公園に設けるものに限る。）</p>	種別	単位	金額	(略)			球技場照明施設	1基 1回 (同)	<u>10,800円</u>	(略)		
種別	単位	金額																							
(略)																									
球技場照明施設	1基 1回 (同)	<u>2,030円</u>																							
(略)																									
種別	単位	金額																							
(略)																									
球技場照明施設	1基 1回 (同)	<u>10,800円</u>																							
(略)																									

改正後	改正前
にあつては、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。	にあつては、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

川崎市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表（等々力緑地再編整備関係）（規則で定める日（令和5年4月1日施行予定））

改正後	改正前
<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号 (公園施設の設置基準)</p> <p>第2条の4 1の都市公園に公園施設として設ける建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2（富士見公園にあつては<u>100分の7、等々力緑地にあつては100分の10</u>）を超えてはならないものとする。ただし、都市公園に次の各号に掲げる建築物を設ける場合においては、その建築面積の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、当該各号に定める割合を限度として、これを超えることができる。</p> <p>(1) 政令第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設である建築物（第3号に掲げる建築物を除く。）を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10（富士見公園にあつては、100分の13）を限度としてこの項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>(2) 法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物（前号及び次号から第5号までに掲げる建築物を除く。）を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10（富士見公園にあつては、100分の13）を限度としてこの項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>(3) 第1号の休養施設又は教養施設である建築物のうち政令第6条第1項第2号に定める建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、</p>	<p>○川崎市都市公園条例 昭和32年3月29日条例第6号 (公園施設の設置基準)</p> <p>第2条の4 1の都市公園に公園施設として設ける建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2（富士見公園にあつては、<u>100分の7</u>）を超えてはならないものとする。ただし、都市公園に次の各号に掲げる建築物を設ける場合においては、その建築面積の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、当該各号に定める割合を限度として、これを超えることができる。</p> <p>(1) 政令第5条第2項に規定する休養施設、同条第4項に規定する運動施設、同条第5項に規定する教養施設、同条第8項に規定する備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設である建築物（第3号に掲げる建築物を除く。）を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10（富士見公園にあつては、100分の13）を限度としてこの項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>(2) 法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画に基づき法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設である建築物（前号及び次号から第5号までに掲げる建築物を除く。）を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10（富士見公園にあつては、100分の13）を限度としてこの項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>(3) 第1号の休養施設又は教養施設である建築物のうち政令第6条第1項第2号に定める建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、</p>

改正後	改正前																										
<p>当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度としてこの項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>(4) 政令第6条第1項第3号に規定する屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度としてこの項本文又は前3号の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>(5) 仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設ける建築物をいい、第1号、第3号及び第4号に規定する建築物を除く。以下同じ。）を設ける場合においては、当該仮設公園施設に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度としてこの項本文又は前各号の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>2 1の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならないものとする。 (有料公園施設)</p> <p>第6条 都市公園において、有料で利用させる公園施設（以下「有料施設」という。）は、次のとおりとする。</p>	<p>当該都市公園の敷地面積の100分の20を限度としてこの項本文の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>(4) 政令第6条第1項第3号に規定する屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物を設ける場合においては、当該建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度としてこの項本文又は前3号の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>(5) 仮設公園施設（3月を限度として公園施設として臨時に設ける建築物をいい、第1号、第3号及び第4号に規定する建築物を除く。以下同じ。）を設ける場合においては、当該仮設公園施設に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度としてこの項本文又は前各号の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>2 1の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならないものとする。 (有料公園施設)</p> <p>第6条 都市公園において、有料で利用させる公園施設（以下「有料施設」という。）は、次のとおりとする。</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="168 933 582 981">都市公園名</th> <th data-bbox="582 933 1064 981">種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="168 981 582 1431" rowspan="10">富士見公園</td> <td data-bbox="582 981 1064 1029">野球場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 1029 1064 1077">テニスコート</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 1077 1064 1125">テニスコート照明施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 1125 1064 1173">相撲場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 1173 1064 1220">球技場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 1220 1064 1268">球技場照明施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 1268 1064 1316">球技場特別室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 1316 1064 1364">球技場放送室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 1364 1064 1412">球技場テレビ・ラジオ中継室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 1412 1064 1431">球技場関係者室</td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	種別	富士見公園	野球場	テニスコート	テニスコート照明施設	相撲場	球技場	球技場照明施設	球技場特別室	球技場放送室	球技場テレビ・ラジオ中継室	球技場関係者室	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1164 933 1579 981">都市公園名</th> <th data-bbox="1579 933 2060 981">種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1164 981 1579 1431" rowspan="10">富士見公園</td> <td data-bbox="1579 981 2060 1029">野球場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1579 1029 2060 1077">テニスコート</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1579 1077 2060 1125">テニスコート照明施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1579 1125 2060 1173">相撲場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1579 1173 2060 1220">球技場</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1579 1220 2060 1268">球技場照明施設</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1579 1268 2060 1316">球技場特別室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1579 1316 2060 1364">球技場放送室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1579 1364 2060 1412">球技場テレビ・ラジオ中継室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1579 1412 2060 1431">球技場関係者室</td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	種別	富士見公園	野球場	テニスコート	テニスコート照明施設	相撲場	球技場	球技場照明施設	球技場特別室	球技場放送室	球技場テレビ・ラジオ中継室	球技場関係者室
都市公園名	種別																										
富士見公園	野球場																										
	テニスコート																										
	テニスコート照明施設																										
	相撲場																										
	球技場																										
	球技場照明施設																										
	球技場特別室																										
	球技場放送室																										
	球技場テレビ・ラジオ中継室																										
	球技場関係者室																										
都市公園名	種別																										
富士見公園	野球場																										
	テニスコート																										
	テニスコート照明施設																										
	相撲場																										
	球技場																										
	球技場照明施設																										
	球技場特別室																										
	球技場放送室																										
	球技場テレビ・ラジオ中継室																										
	球技場関係者室																										

改正後		改正前	
	多目的屋内施設会議室 多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室 駐車場		多目的屋内施設会議室 多目的屋内施設シャワー室 多目的屋内施設ロッカー室 多目的屋内施設多目的室 駐車場
大師公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート 水泳プール 駐車場	大師公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート 水泳プール 駐車場
御幸公園	野球場 野球場照明施設	御幸公園	野球場 野球場照明施設
小田公園	野球場	小田公園	野球場
桜川公園	野球場	桜川公園	野球場
池上新田公園	野球場	池上新田公園	野球場
平間公園	水泳プール	平間公園	水泳プール
小倉西公園	水泳プール	小倉西公園	水泳プール
川崎市中原平和公園	野外音楽堂	川崎市中原平和公園	野外音楽堂
稲田公園	水泳プール	稲田公園	水泳プール
とんびいけ公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート	とんびいけ公園	野球場 野球場照明施設 テニスコート
等々力緑地	テニスコート テニスコート照明施設 陸上競技場 陸上競技場照明施設 陸上競技場第1特別室 陸上競技場第2特別室	等々力緑地	テニスコート テニスコート照明施設 陸上競技場 陸上競技場照明施設 陸上競技場第1特別室 陸上競技場第2特別室

改正後		改正前	
	陸上競技場第3特別室 陸上競技場第4特別室 陸上競技場会議室 陸上競技場シャワー室 陸上競技場ロッカー室 陸上競技場関係者室 陸上競技場練習室 陸上競技場多目的室 陸上競技場放送室 陸上競技場テレビ・ラジオ中継室 陸上競技場大型映像装置 陸上競技場写真判定室 補助競技場 運動広場 野球場 野球場照明施設 野球場会議室 野球場シャワー室 野球場ロッカー室 野球場関係者室 屋内野球練習場 サッカー場 サッカー場照明施設 釣池 <u>第1駐車場</u> <u>第2駐車場</u> <u>第3駐車場</u>		陸上競技場第3特別室 陸上競技場第4特別室 陸上競技場会議室 陸上競技場シャワー室 陸上競技場ロッカー室 陸上競技場関係者室 陸上競技場練習室 陸上競技場多目的室 陸上競技場放送室 陸上競技場テレビ・ラジオ中継室 陸上競技場大型映像装置 陸上競技場写真判定室 補助競技場 運動広場 野球場 野球場照明施設 野球場会議室 野球場シャワー室 野球場ロッカー室 野球場関係者室 屋内野球練習場 サッカー場 サッカー場照明施設 釣池 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
生田緑地	ゴルフ場	生田緑地	ゴルフ場

改正後		改正前	
	駐車場		駐車場
多摩川緑地	野球場 サッカー場 陸上競技場 パークボール場 バーベキュー広場	多摩川緑地	野球場 サッカー場 陸上競技場 パークボール場 バーベキュー広場

2 前項の有料施設の供用期間、供用時間及び休場日は、次のとおりとする。 2 前項の有料施設の供用期間、供用時間及び休場日は、次のとおりとする。

種別	供用期間	供用時間	休場日	備考
陸上競技場	4月1日から	午前9時から	12月29日から	市長は、必要に応じ左欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあっては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長の承認を得て、同欄の
陸上競技場	10月31日まで	午後6時まで	翌年の1月4	
第1特別室		(ただし、照	日までの日	
陸上競技場		明施設を有す		
第2特別室		る施設につい		
陸上競技場		ては、午前9		
第3特別室		時から午後8		
陸上競技場		時30分まで)		
第4特別室	11月1日から	午前9時から		
陸上競技場	翌年の3月31	午後5時まで		
会議室	日まで	(ただし、照		
陸上競技場		明施設を有す		
シャワー室		る施設につい		
陸上競技場		ては、午前9		
ロッカー室		時から午後8		
陸上競技場		時30分まで)		
関係者室				
陸上競技場				
練習室				
陸上競技場				

種別	供用期間	供用時間	休場日	備考
陸上競技場	4月1日から	午前9時から	12月29日から	市長は、必要に応じ左欄の供用期間、供用時間及び休場日を変更することができる。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が管理を行う有料施設にあっては、当該指定管理者は、必要に応じ、あらかじめ市長
陸上競技場第	10月31日まで	午後6時まで	翌年の1月4	
1特別室		(ただし、照	日までの日	
陸上競技場第		明施設を有す		
2特別室		る施設につい		
陸上競技場第		ては、午前9		
3特別室		時から午後8		
陸上競技場第		時30分まで)		
4特別室	11月1日から	午前9時から		
陸上競技場会	翌年の3月31	午後5時まで		
議室	日まで	(ただし、照		
陸上競技場シ		明施設を有す		
ャワー室		る施設につい		
陸上競技場ロ		ては、午前9		
ッカー室		時から午後8		
陸上競技場関		時30分まで)		
係者室				
陸上競技場練				
習室				
陸上競技場多				

改正後					改正前				
多目的室 陸上競技場 放送室 陸上競技場 テレビ・ラジ オ中継室 陸上競技場 大型映像装 置 陸上競技場 写真判定室				供用期間、供 用時間及び 休場日を変 更すること ができる。	目的室 陸上競技場放 送室 陸上競技場テ レビ・ラジオ 中継室 陸上競技場大 型映像装置 陸上競技場写 真判定室				の承認を得 て、同欄の 供用期間、 供用時間及 び休場日 を変更するこ とができる。
陸上競技場 照明施設	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで			陸上競技場照 明施設	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで		
補助競技場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後6時まで 午前9時から 午後5時まで			補助競技場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後6時まで 午前9時から 午後5時まで		
運動広場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の1月31 日まで 2月1日から 3月31日まで	午前6時から 午後6時まで 午前8時から 午後4時まで 午前8時から 午後5時まで			運動広場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の1月31 日まで 2月1日から 3月31日まで	午前6時から 午後6時まで 午前8時から 午後4時まで 午前8時から 午後5時まで		
野球場 野球場会議	4月1日から 10月31日まで	午前6時から 午後6時まで			野球場 野球場会議室	4月1日から 10月31日まで	午前6時から 午後6時まで		

改正後					改正前				
室 野球場シャ ワー室 野球場ロッ カー室 野球場関係 者室 サッカー場	11月1日から 翌年の3月31 日まで	(ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前6 時から午後8 時30分まで) 午前8時から 午後4時まで (ただし、照 明施設を有す るサッカー場 については午 前8時から午 後8時30分ま で、照明施設 を有する野球 場の11月1日 から11月30日 までの期間及 び3月1日か ら3月31日ま での期間につ いては午前8 時から午後8 時30分まで)			野球場シャワ ー室 野球場ロッカ ー室 野球場関係者 室 サッカー場	11月1日から 翌年の3月31 日まで	(ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前6 時から午後8 時30分まで) 午前8時から 午後4時まで (ただし、照 明施設を有す るサッカー場 については午 前8時から午 後8時30分ま で、照明施設 を有する野球 場の11月1日 から11月30日 までの期間及 び3月1日か ら3月31日ま での期間につ いては午前8 時から午後8 時30分まで)		
テニスコー ト	4月1日から 10月31日まで	午前9時から 午後6時まで (ただし、照			テニスコート	4月1日から 10月31日まで	午前9時から 午後6時まで (ただし、照		

改正後					改正前					
		11月1日から 翌年の3月31 日まで	明施設を有す る施設につい ては、午前9 時から午後8 時30分まで) 午前9時から 午後5時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前9 時から午後8 時30分まで)					11月1日から 翌年の3月31 日まで	明施設を有す る施設につい ては、午前9 時から午後8 時30分まで) 午前9時から 午後5時まで (ただし、照 明施設を有す る施設につい ては、午前9 時から午後8 時30分まで)	
野球場照明 施設	3月1日から 11月30日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	12月1日から 翌年の2月末 日までの日		野球場照明施 設	3月1日から 11月30日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	12月1日から 翌年の2月末 日までの日		
屋内野球練 習場	4月1日から 10月31日まで	午前6時から 午後8時30分 まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日		屋内野球練習 場	4月1日から 10月31日まで	午前6時から 午後8時30分 まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日		
	11月1日から 11月30日まで 3月1日から 3月31日まで 12月1日から 翌年の2月末	午前8時から 午後8時30分 まで 午前8時から 午後5時まで				11月1日から 11月30日まで 3月1日から 3月31日まで 12月1日から 翌年の2月末	午前8時から 午後8時30分 まで 午前8時から 午後5時まで			

改正後				改正前				
	日まで				日まで			
サッカー場 照明施設 テニスコート 照明施設	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで			サッカー場照 明施設 テニスコート 照明施設	1月1日から 12月31日まで	午後6時30分 から午後8時 30分まで	
相撲場		午前9時から 午後5時まで			相撲場		午前9時から 午後5時まで	
水泳プール	7月10日から 8月31日まで	午前9時から 午後5時まで	9月1日から 翌年の7月9 日までの日		水泳プール	7月10日から 8月31日まで	午前9時から 午後5時まで	9月1日から 翌年の7月9 日までの日
釣池	4月1日から 6月30日まで 9月1日から 10月31日まで	土曜日、日曜 日及び国民の 祝日に関する 法律（昭和23 年法律第178 号）に規定す る休日（以下 「休日」とい う。）に当た る日は午前6 時から午後5 時まで 上記以外は午 前8時30分 から午後5時 まで	12月29日 から翌年の1 月4日までの 日 月曜日（た だし、休日 を除く。） 休日の翌日 （ただし、土 曜日、日曜日 及び休日 を除く。）		釣池	4月1日から 6月30日まで 9月1日から 10月31日まで	土曜日、日曜 日及び国民の 祝日に関する 法律（昭和23 年法律第178 号）に規定す る休日（以下 「休日」とい う。）に当た る日は午前6 時から午後5 時まで 上記以外は午 前8時30分 から午後5時 まで	12月29日 から翌年の1 月4日までの 日 月曜日（た だし、休日 を除く。） 休日の翌日 （ただし、土 曜日、日曜日 及び休日 を除く。）
	7月1日から 8月31日まで	午前6時から 午後5時まで				7月1日から 8月31日まで	午前6時から 午後5時まで	

改正後				改正前			
	11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前8時30分 から午後5時 まで			11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前8時30分 から午後5時 まで	
野外音楽堂	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後8時30分 まで		野外音楽堂	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後8時30分 まで	
パークボ ール場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後5時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日 月曜日（た だし、休日 に当たると きは、当該 日直後の休 日に当たら ない日） 木曜日（た だし、休日 に当たると きは、当該 日直後の土 曜日、日曜 日又は休日 のいずれに も当たらない 日）	パークボ ール場	4月1日から 10月31日まで 11月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後5時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日 月曜日（た だし、休日 に当たると きは、当該 日直後の休 日に当たら ない日） 木曜日（た だし、休日 に当たると きは、当該 日直後の土 曜日、日曜 日又は休日 のいずれに も当たらない 日）
バーベキュー ー広場	4月1日から 9月30日まで 10月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後6時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	バーベキュー ー広場	4月1日から 9月30日まで 10月1日から 翌年の3月31 日まで	午前9時から 午後6時まで 午前9時から 午後4時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日

改正後					改正前				
ゴルフ場	1月2日から 12月31日まで	午前6時30分 から午後6時 30分まで	1月1日		ゴルフ場	1月2日から 12月31日まで	午前6時30分 から午後6時 30分まで	1月1日	
球技場 球技場特別 室 球技場放送 室 球技場テレ ビ・ラジオ中 継室 球技場関係 者室 多目的屋内 施設会議室 多目的屋内 施設シャワ ー室 多目的屋内 施設ロッカ ー室 多目的屋内 施設多目的 室	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後10時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日		球技場 球技場特別室 球技場放送室 球技場テレ ビ・ラジオ中 継室 球技場関係者 室 多目的屋内施 設会議室 多目的屋内施 設シャワー室 多目的屋内施 設ロッカー室 多目的屋内施 設多目的室	1月1日から 12月31日まで	午前9時から 午後10時まで	12月29日から 翌年の1月4 日までの日	
球技場照明 施設		午後6時30分 から午後10時 まで			球技場照明施 設		午後6時30分 から午後10時 まで		
駐車場		午前0時から	なし		駐車場		午前0時から	なし	

改正後					改正前				
第1駐車場 第2駐車場 第3駐車場		午後12時まで (ただし、大 師公園及び生 田緑地に設け る駐車場、第 1駐車場並び に第2駐車場 における入場 については、 午前5時から 午後10時ま で)					午後12時まで (ただし、大 師公園及び生 田緑地におけ る入場につい ては、午前5 時から午後10 時まで)		

(使用料)
第8条 市長は、次の表に掲げる有料施設を利用する者からは、同表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。

有料施設の使用料

種別	専用使用料		個人使用料	
	単位	金額	単位	金額
陸上競技場(等々力緑地に設けるものを除く。)	1回 / (4時間以内)	910円	削る	削る
(削る)				

(使用料)
第8条 市長は、次の表に掲げる有料施設を利用する者からは、同表に定める金額の範囲内において規則で定める使用料を徴収する。

有料施設の使用料

種別	専用使用料		個人使用料	
	単位	金額	単位	金額
陸上競技場	1箇所 / 1回 / (4時間以内)	26,480円	1人1回	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者 (高校生を含む。) 100円
陸上競技場照明施設	1回(1時間以内)	103,880円		
		4分の3点灯		77,910円
		2分の1		51,940円

改正後					改正前				
							点灯	円	
							4分の1	25,970	
							点灯	円	
(削る)					陸上競技場	/ 1箇所 / 1回		18,330	
					第1特別室	/ (4時間以内)		円	
(削る)					陸上競技場	同(同)		6,110円	
					第2特別室				
(削る)					陸上競技場	同(同)		13,240	
					第3特別室			円	
(削る)					陸上競技場	1回(同)		24,440	
					第4特別室			円	
(削る)					陸上競技場	/ 1箇所 / 1回		6,110円	
					会議室	/ (同)			
(削る)					陸上競技場	1箇所		3,050円	
					シャワー室	1回			
(削る)					陸上競技場	同		3,050円	
					ロッカー室				
(削る)					陸上競技場	/ 1箇所 / 1回		10,180	
					関係者室	/ (4時間以内)		円	
(削る)					陸上競技場	同(同)		4,070円	
					練習室				
(削る)					陸上競技場	同(同)		6,110円	
					多目的室				
(削る)					陸上競技場	1回(同)		3,050円	
					放送室				
(削る)					陸上競技場	/ 1箇所 / 1回		6,110円	
					テレビ・ラ	/ (同)			

改正後					改正前				
(削る)					ジオ中継室				
					陸上競技場	1箇所	50,920		
					大型映像装	1日1回	円		
(削る)					置				
					陸上競技場	1日1回	18,330		
(削る)					写真判定室		円		
					補助競技場	1回(4時間以	5,090円	1人1	18歳以上の者 200円
						内)		回	13歳以上18歳未満の者
									(高校生を含む。)
(削る)									100円
					運動広場	同(1時間以内)	1,010円		
(削る)					野球場	1箇所/1回	11,500		
					(等々力緑	地/2時間以内)	円		
					地に設ける				
					ものに限				
					る。)				
野球場(富	1箇所/1回	2,540円			野球場(富	同(同)	2,540円		
士見公園、	/(2時間以内)			士見公園、					
大師公園、				大師公園、					
小田公園、				小田公園、					
桜川公園、				桜川公園、					
池上新田				池上新田公					
公園及び				園及び等々					
等々力緑				力緑地に設					
地に設け				けるものを					
るものを				除く。)					
除く。)									
野球場照	同(1時間以内)	6,110円			野球場照明	同(1時間以内)	6,110円		

改正後					改正前				
明施設（大師公園及び等々力緑地に設けるものを除く。）					施設（大師公園に設けるものを除く。）				
<u>（削る）</u>					野球場会議室	同（4時間以内）	8,200円		
<u>（削る）</u>					野球場シャワー室	／1箇所／1回	2,400円		
<u>（削る）</u>					野球場ロッカー室	同	2,800円		
<u>（削る）</u>					野球場関係者室	／1箇所／1回 ／（4時間以内）	4,300円		
<u>（削る）</u>					屋内野球練習場	1回（1時間以内）	1,000円		
サッカー場（等々力緑地に設けるものを除く。）	同／（2時間以内）	500円			サッカー場	／1箇所／1回 ／（2時間以内）	2,540円		
<u>（削る）</u>					サッカー場照明施設	1回（1時間以内）	1,520円		
テニスコート（富士見公園、大師公園及び等々力	／1面／1回／ （1時間以内）	760円			テニスコート（富士見公園及び大師公園に設けるものを	／1面／1回／ （同）	760円		

改正後					改正前				
<u>緑地</u> に設けるものを除く。)					除く。)				
<u>(削る)</u>					テニスコート照明施設(富士見公園に設けるものを除く。)	同(同)	810円		
水泳プール	／ 1箇所／ 1回 ／ (4時間以内)	18,330円	1人1回	15歳以上の者 300円 3歳以上15歳未満の者(中学生を含む。) 100円	水泳プール	／ 1箇所／ 1回 ／ (4時間以内)	18,330円	1人1回	15歳以上の者 300円 3歳以上15歳未満の者(中学生を含む。) 100円
<u>(削る)</u>					<u>釣池</u>			<u>同</u>	<u>15歳以上の者 760円</u> <u>6歳以上15歳未満の者(中学生を含む。)</u> <u>200円</u>
野外音楽堂	1回 <u>(同)</u>	6,350円			野外音楽堂	1回(4時間以内)	6,350円		
備考 入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合における使用料の額は、この表の6倍以内に相当する額とする。					備考 <u>1 入場料その他これに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合における使用料の額は、この表の6倍以内に相当する額とする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、アマチュア以外の団体が陸上競技場を利用して、又は陸上競技場の利用に併せて陸上競技場第1特別室、陸上競技場第2特別室、陸上競技場第3特別室、陸上競技場第4特別室若しくは陸上競技場多目的室を利用して、入場料等を徴収する場合における当該有料施設の使用料の額は、</u>				

改正後		改正前																															
		<p><u>この表に掲げる使用料に当該有料施設の当該料金収入総額に100分の10以内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</u></p> <p><u>3 陸上競技場大型映像装置を使用して、一時的に広告を表示する場合の使用料の額は、この表に掲げる使用料に1箇所1日1件につき50,920円を加算した額とする。</u></p> <p><u>4 附属器具の使用料については、市長が別に定める。</u></p>																															
2 前項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。 (利用料金)		2 前項の使用料の徴収方法については、規則の定めるところによる。 (利用料金)																															
第8条の2 第3項の表に掲げる有料施設に係る第7条第2項の承認を受けた者は、第18条の2第1項に規定する指定管理者(当該有料施設の管理を行うものに限る。以下この条において同じ。)に利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。		第8条の2 第3項の表に掲げる有料施設に係る第7条第2項の承認を受けた者は、第18条の2第1項に規定する指定管理者(当該有料施設の管理を行うものに限る。以下この条において同じ。)に利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。																															
2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。		2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、第18条の2第1項に規定する指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。																															
3 利用料金の額は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、第18条の2第1項に規定する指定管理者が定めるものとする。		3 利用料金の額は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、第18条の2第1項に規定する指定管理者が定めるものとする。																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パークボール場</td> <td>1人1回</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>バーベキュー広場</td> <td>1人1日</td> <td>6歳以上の者 500円</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ場</td> <td>1人1回</td> <td>19,900円</td> </tr> <tr> <td>野球場</td> <td>1箇所 1回 (2時間以内)</td> <td>2,540円</td> </tr> </tbody> </table>		種別	単位	金額	パークボール場	1人1回	500円	バーベキュー広場	1人1日	6歳以上の者 500円	ゴルフ場	1人1回	19,900円	野球場	1箇所 1回 (2時間以内)	2,540円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パークボール場</td> <td>1人1回</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>バーベキュー広場</td> <td>1人1日</td> <td>6歳以上の者 500円</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ場</td> <td>1人1回</td> <td>19,900円</td> </tr> <tr> <td>野球場(富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園に限る。)</td> <td>1箇所 1回 (2時間以内)</td> <td>2,540円</td> </tr> </tbody> </table>		種別	単位	金額	パークボール場	1人1回	500円	バーベキュー広場	1人1日	6歳以上の者 500円	ゴルフ場	1人1回	19,900円	野球場(富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園に限る。)	1箇所 1回 (2時間以内)	2,540円
種別	単位	金額																															
パークボール場	1人1回	500円																															
バーベキュー広場	1人1日	6歳以上の者 500円																															
ゴルフ場	1人1回	19,900円																															
野球場	1箇所 1回 (2時間以内)	2,540円																															
種別	単位	金額																															
パークボール場	1人1回	500円																															
バーベキュー広場	1人1日	6歳以上の者 500円																															
ゴルフ場	1人1回	19,900円																															
野球場(富士見公園、大師公園、小田公園、桜川公園及び池上新田公園に限る。)	1箇所 1回 (2時間以内)	2,540円																															

改正後					改正前				
		等々 力緑 地	入場料 等を徴 収しな い場合	1回(同)	11,500円				
			入場料 等を徴 収する 場合	同(同)	69,000円				
			大師公園	同(1時間以内)	6,110円				
野球場 照明施 設	等々 力緑 地		1,000 ルクス	同(同)	5,800円	(新設)			
			750ル クス	同(同)	4,300円				
			500ル クス	同(同)	2,900円				
			350ル クス	同(同)	2,000円				
野球場会 議室	第1		区画 しな い場 合	同(4時間以内)	8,200円	(新設)			
			区A 画区	同(同)	4,100円				
			るB 場区 合画	同(同)	4,100円				

改正後				改正前							
	第2	1箇所 1回	(同)	1,700円							
野球場シャワー室		／ 1箇所／ 1回／		2,400円	(新設)						
野球場ロッカー室		同		2,800円	(新設)						
野球場関係者室	第1	1回 (4時間以内)		4,300円	(新設)						
	第2	区画	同 (同)	3,000円							
		しな い場 合									
		区A	同 (同)	1,500円							
		画区 す画									
		るB	同 (同)	1,500円							
		場区 合画									
	第3	1箇所 1回	(同)	2,900円							
	第4	同 (同)		2,700円							
	第5	1回 (同)		1,600円							
屋内野球練習場		同 (1時間以内)		1,000円	(新設)						
球技場	入場料等を徴収しない場合	全面利用	4分の3面利用	同 (同)	18,470円	球技場	入場料等を徴収しない場合	全面利用	4分の3面利用	1回 (1時間以内)	18,470円
		半面利用	同 (同)	17,600円	半面			同 (同)	17,600円		

改正後				改正前			
		用				利用	
		4分の1面利用	同(同)			4分の1面利用	同(同)
		入場料等を徴収する場合	同(同)			入場料等を徴収する場合	同(同)
	球技場照明施設	1基 1回	(同)			球技場照明施設	1基 1回
	球技場特別室	1箇所 1回	(同)			球技場特別室	1箇所 1回
	球技場放送室	1回	(同)			球技場放送室	1回
	球技場テレビ・ラジオ中継室	同	(同)			球技場テレビ・ラジオ中継室	同
	球技場関係者室	1箇所 1回	(同)			球技場関係者室	1箇所 1回
	多目的屋内施設会議室	同	(同)			多目的屋内施設会議室	同
	多目的屋内施設シャワー室	同	(同)			多目的屋内施設シャワー室	同
	多目的屋内施設ロッカー室	同	(同)			多目的屋内施設ロッカー室	同
	多目的屋内施設多目的室	同	(同)			多目的屋内施設多目的室	同
	<u>(削除)</u>					<u>野球場照明施設(大師公園に設けるものに限る。)</u>	<u>同(同)</u>
							<u>6,110円</u>

改正後					改正前				
テニスコート	富士見公園	入場料等を徴収しない場合	1面 1回 (同)	1,100円	テニスコート	富士見公園	入場料等を徴収しない場合	1面 1回 (同)	1,100円
		入場料等を徴収する場合	同 (同)	6,600円			テニスコート	富士見公園	入場料等を徴収する場合
	大師公園及び等々力緑地	同 (同)	760円	大師公園	同 (同)	760円			
<u>テニスコート照明施設</u>	<u>富士見公園</u>		同 (同)	600円	<u>テニスコート照明施設</u> (富士見公園に設けるものに限る。)		同 (同)	600円	
	<u>等々力緑地</u>		<u>同 (同)</u>	<u>810円</u>	<u>(新設)</u>				
相撲場	専用利用	入場料等を徴収しない場合	1回 (4時間以内)	5,090円	相撲場	専用利用	入場料等を徴収しない場合	1回 (4時間以内)	5,090円
		入場料等を徴収する場合	同 (同)	30,540円			相撲場	専用利用	入場料等を徴収する場合

改正後				改正前			
		場合			収する場 合		
	個人利用	1人 1回 (2時間以内)	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳 未満の者(高校 生を含む。) 100円		個人利用	1人 1回 (2時間以内)	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳 未満の者(高校 生を含む。) 100円
<u>陸上競 技場 (等々 力緑地 に設け るもの に限 る。)</u>	<u>専用 利用</u>	<u>入場料 等を徴 収しな い場合</u>	<u>1回(4時間以内)</u> <u>26,480円</u>				
		<u>入場料 等を徴 収する 場合</u>	<u>同(同)</u> <u>158,880円</u>				
		個人利用	1人 1回	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳 未満の者(高校 生を含む。) 100円	<u>(新設)</u>		
<u>陸上競 技場照明 設</u>	<u>全点灯</u>	<u>1回(1時間以内)</u>	<u>103,880円</u>				
	<u>4分の3点 灯</u>	<u>同(同)</u>	<u>77,910円</u>	<u>(新設)</u>			
	<u>2分の1点</u>	<u>同(同)</u>	<u>51,940円</u>				

改正後				改正前				
	灯							
	4分の1点灯	同(同)	<u>25,970円</u>					
陸上競技場第1特別室	入場料等を徴収しない場合	1箇所 1回 (4時間以内)	<u>18,330円</u>					
	入場料等を徴収する場合	同(同)	<u>109,980円</u>	(新設)				
陸上競技場第2特別室	入場料等を徴収しない場合	同(同)	<u>6,110円</u>	(新設)				
	入場料等を徴収する場合	同(同)	<u>36,660円</u>					
陸上競技場第1特別室	入場料等を徴収しない場合	同(同)	<u>13,240円</u>					
	入場料等を徴収する場合	同(同)	<u>79,440円</u>	(新設)				
第2	入場	同(同)	<u>6,110円</u>					

改正後					改正前				
	第2	ない 場合							
		入場 料等 を徴 収す る場 合	同(同)	<u>36,660円</u>					
		入場 料等 を徴 収し ない 場合	同(同)	<u>2,030円</u>					
		入場 料等 を徴 収す る場 合	同(同)	<u>12,180円</u>					
		陸上競技場放送室	同(同)	<u>3,050円</u>	(新設)				
		陸上競技場テレビ・ ラジオ中継室	1箇所 1回 (同)	<u>6,110円</u>	(新設)				
		陸上競技場大型映像 装置	1箇所 1日 1回	<u>50,920円</u>	(新設)				
		陸上競技場写真判定 室	1日 1回	<u>18,330円</u>	(新設)				

改正後					改正前								
補助競技場	専用利用	入場料等を徴収しない場合	1回（4時間以内）		5,090円	(新設)							
		入場料等を徴収する場合	同（同）		30,540円								
	個人利用	1人 1回	18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者（高校生を含む。） 100円										
運動広場			1回（1時間以内）		1,010円	(新設)							
サッカー場（等々力緑地に設けるものに限る。）			1箇所 1回	（2時間以内）		2,540円	(新設)						
サッカー場照明施設			同（1時間以内）		1,520円	(新設)							
釣池			1人 1回	15歳以上の者 760円 6歳以上15歳未満の者（中学生を含む。） 200円		(新設)							
駐車場（等々力緑地及び	大師公園	普通自動車	1台	1時間まで		200円	駐車場	大師公園	普通自動車	1台	1時間まで		200円
			1回	超過時間30分までごとに		100円				1回	超過時間30分までごとに		100円

改正後						改正前					
<u>にあつては、第1駐車場、第2駐車場及び第3駐車場)</u> 等々 力緑地	準中型自動車 1台 1回	1時間まで	500円	準中型自動車 1台 1回	1時間まで	500円					
		超過時間30分までごとに	250円		超過時間30分までごとに	250円					
		普通自動車 1台 1回	1時間まで 300円		超過時間30分までごとに 150円	普通自動車 1台 1回	1時間まで 300円	超過時間30分までごとに 150円			
	生田緑地	準中型自動車 1台 1回	1時間まで	700円	準中型自動車 1台 1回	1時間まで	700円				
			超過時間30分までごとに	350円		超過時間30分までごとに	350円				
			普通自動車 1台 1回	20分までごとに 100円		普通自動車 1台 1回	20分までごとに 100円				
	富士見公園	準中型自動車 1台 1回	20分までごとに	400円	準中型自動車 1台 1回	20分までごとに	400円				
			普通自動車 1台 1回	20分までごとに		400円	普通自動車 1台 1回	20分までごとに	400円		

改正後					改正前				
		大型自動車				自動車 大型自動車			
<p>備考</p> <p><u>1 アマチュア以外の団体が陸上競技場を利用して、又は陸上競技場の利用に併せて陸上競技場第1特別室、陸上競技場第2特別室、陸上競技場第3特別室、陸上競技場第4特別室若しくは陸上競技場多目的室を利用して、入場料等を徴収する場合における当該有料施設に係る金額は、当該有料施設の入場料等を徴収しない場合における金額欄に掲げる額に当該有料施設の当該入場料等の収入総額に100分の10以内であらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める割合を乗じて得た額を加算した額とする。</u></p> <p><u>2 陸上競技場大型映像装置を使用して、一時的に広告を表示する場合の当該有料施設に係る金額は、当該有料施設の種類欄に掲げる額に1箇所1日1件につき50,920円を加算した額とする。</u></p> <p><u>3 陸上競技場附属器具及び補助競技場附属器具の利用に係る金額は、1日一式5,090円とする。ただし、使用する器具の数が50点未満の場合は、1日1点につき100円とする。</u></p> <p><u>4 20人以上の団体が釣池を利用する場合の当該有料施設に係る金額は、各人につき、当該有料施設の種類欄に掲げる額の8割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。</u></p> <p><u>5 普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。</u></p>					<p>備考 普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車、準中型自動車、中型自動車又は大型自動車をいう。</p>				

改正後	改正前
<p>4 利用料金は、第18条の2第1項に規定する指定管理者の収入とする。ただし、ゴルフ場、球技場及び駐車場（富士見公園に設けるものに限る。）にあっては、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。</p>	<p>4 利用料金は、第18条の2第1項に規定する指定管理者の収入とする。ただし、ゴルフ場、球技場及び駐車場（富士見公園に設けるものに限る。）にあっては、市長は、必要があると認めるときは、同項に規定する指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。</p>